

副食費の請求方法について（代理受領）

代理受領は、保護者から児童の副食費補助対象額を徴収せずに、施設が保護者に代わって補助金を三木市へ請求する方法です。

★ 補助内容

対象施設	A	認定こども園、保育所、幼稚園（新制度移行園）、小規模保育施設、事業所内保育施設
	B	認可外保育施設※、私立幼稚園（新制度未移行園）、国立大附属幼稚園、特別支援学校幼稚部 ※対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、「認可外保育施設指導監督基準適合証明書」が発行されている施設です。 なお、企業主導型保育事業は対象ではありません。
対象児童	3歳児以上の1号・2号（教育・保育給付）及び新1号・新2号（施設等利用給付）の認定を受けた児童のうち、副食費免除対象者と副食費補足給付補助対象者以外	
月額上限額	A施設在籍児	1号・新1号：255円×給食提供日数（上限5,100円） 2号・新2号：5,100円
	B施設在籍児	1号・新1号：5,100円 2号・新2号：5,100円
	※教育・保育給付認定と施設等利用給付認定の両方を受けている場合は、教育・保育給付認定が優先されます。（上限額を超える差額については、保護者負担となります。）	
申請に必要な書類	三木市特定教育・保育施設等における給食費補助金交付申請書（代理受領用・様式第4号） 三木市特定教育・保育施設等における給食費補助金実績報告書（様式第5号） 代理受領委任状兼同意書（様式第6号） 費用の内訳がわかる書類（別紙） 副食費の額が記載された保護者向け説明書類	
請求に必要な書類	三木市特定教育・保育施設等における給食費補助金交付請求書（様式第3号）	

★ 請求の流れ

- | | | |
|--------------|--------|-------------------------------------|
| ① 交付申請 | 施設→三木市 | 交付申請書、実績報告書、代理受領委任状兼同意書、費用の内訳がわかる書類 |
| ② 交付決定（交付却下） | 三木市→施設 | 審査後、交付決定または交付却下 |
| ③ 交付請求 | 施設→三木市 | ②が決定の場合、交付請求書 |
| ④ 交付 | 三木市→施設 | 指定口座に振込み |

★ 交付申請書および交付請求書の書き方について

- ・ 印は押印ください（各1カ所、朱肉を使用するもの）※自署の場合は押印省略可。
- ・ 申請・請求は、複数月分をまとめて行うことができます。
- ・ 代理受領委任状兼同意書は、副食費**免除対象外**の保護者に記入を依頼してください（自署の場合は押印省略可）。
- ・ 給食費のうち副食費（おかず代、おやつ代）のみが対象です。主食費は、保護者の負担となります。
- ・ 副食費の補助上限額は、児童の認定内容により異なります（月額上限額参照）。補助上限額を超える副食費の差額分は、保護者負担となります。
- ・ 交付申請書と交付請求書は同時に提出することができますが、その場合**交付請求書の日付は記入しないでください**。
- ・ 請求額を間違えるとお支払いできませんので、金額をよくご確認の上、請求してください。
- ・ 毎月15日を締日とし、補助対象と認められる場合、翌月25日（25日が休日の場合は、前営業日）にお支払いします。振込通知は行いませんので、通帳記帳による確認をお願いします。
- ・ 令和8年度（令和8年4月～令和9年3月分）は、**令和9年4月15日（木）までに**請求を完了してください。期限後の請求についてはお支払いできませんのでご注意ください。
- ・ 同年度内の副食費はまとめて請求できますが、複数年度分を1枚の請求書にまとめることはできません。
- ・ 三木市が1・2号または新1・2号の認定をしていない期間の副食費は、補助対象にはなりません。
- ・ 申請書及び請求書は、**三木市教育委員会 教育・保育課**へご提出ください。

請求書提出先：三木市教育委員会 教育・保育課
〒673-0492 三木市上の丸町10-30 TEL: 0794-82-2000 内線3548